

身近な特定外来生物への対策

尾原 諒（野田市みどりと水のまちづくり課）

現在、日本には、外国から導入されることにより本来の生息地や生育地の外に存することとなる生物(以下、外来生物という)が定着している。

外来生物は、日本に本来の生息地や生育地を有する生物とその性質が異なることにより、生態系に被害を与えるほか、農林水産業や生活環境等にも被害を与える危険性がある。

国際化の流れに伴い、生物が国家間を行き交う機会や可能性は恒常的なものとなっており、諸外国においても外来生物による被害が生じている例もある。日本原産の昆虫「マメコガネ」や海藻「ワカメ」などは海外では侵略的な外来生物とされている。

外来生物による生態系等への被害状況を鑑み、日本では平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という)」が制定された。

外来生物法は、生態系や人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害を生じさせる危険性のある外来生物を政令で「特定外来生物」に指定し、飼養や栽培、保管、運搬等の行為(以下、飼養等という)を規制することを主たる内容とする。

違反した場合、個人に対しては3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金を科す規定があるなど、規制は刑事罰を伴う実質的なものとなっている。

法律制定から期間が経過し、刑事罰を伴う規制に対する認識が浸透したことで、法律制定以前と比較し、日本は新たな特定外来生物が流入しにくい環境が形成されたと推定する。



カミツキガメ



オオクチバス



ヒアリ



オオキンケイギク

写真①特定外来生物(環境省提供)

しかし、既に日本に定着している特定外来生物の中には生息域が減少するどころか、拡大の一途にあるものも少なくない。千葉県内においては、アライグマがその例に挙げられる。

アライグマは1970年代後半に放映されたアニメーションの影響で、当時ペット目的での輸入が盛んとなった外来生物である。しかし、飼育は容易ではなく、遺棄や脱走が相次いだことにより、日本国内に定着するに至った。

1度に2～6頭出産し、動植物にとらわれず、幅広い食性を持つことから、在来の生態系や農林業へ被害を与える。加えて家屋等の建物に浸入し、繁殖や排せつを行うことに加え、寄生虫やウィルスの媒介を行うなど、生活環境の悪化をもたらす危険がある。



写真②アライグマ(環境省提供)

千葉県では、平成20年7月に「千葉県アライグマ防除実施計画(以下、本計画という)」を策定した。本計画は、千葉県内の生態系や農林水産業に係る被害を最小限にとどめることを当面の目標とし、最終的には野外からの完全排除を行うことを目的としている。

本計画では地域別の防除の目標を設定するにあたり、県内54市町村をアライグマの推定生息密度の高い重点対応地域、推定生息密度の低い緊急対応地域、生息していないかほとんど生息していないとする要注意地域に分けている。千葉県の最北である野田市は要注意地域とされており、本計画策定当時は捕獲実績等がほとんどなかったことが推定される。

実際のところ、野田市で最初のアライグマが捕獲されたのは平成22年のことである。しかし、最初の捕獲以降、年間の捕獲頭数は増加し続け、昨年度(令和元年4月～令和2年3月)に至っては野田市内全域で約80頭が捕獲された。令和2年度の捕獲頭数はさらに多く、令和2年4月～12月時点での捕獲頭数は100頭を超えている。

しかし、被害減少が確認できる兆候は見られていない。それどころか市民から寄せられる被害に関する報告は増加の一途にある。実際のところ、市が所有しているアライグマ捕獲器が足りなくなるほどにアライグマに関する被害の通報件数は増加している。単純に野田市内のアライグマ生息数が増加したために捕獲頭数が増えているに過ぎないものと推定される。よって今後は、アライグマ生息数の減少に繋がる実効性を確保するため、対策を見直す必要に迫られている。

では、どのような方法がアライグマの減少に結びつくだろうか。効果的なアライグマ対策として、考えられる対策は二つある。

一つ目の対策はアライグマを減少させる対策である。現在、行っているアライグマの捕獲もその一つではあるが、方法を工夫することにより、更なる捕獲頭数の増加を図ることは可能と考えている。具体的には、捕獲器の基数を増やすという単純な方法から、アライグマの生態や出没地点の痕跡から、捕獲器の設置場所や方法を見直すなど、知識や技術の習得が必要なものまである。捕獲効率の最大化がその目標となる。



写真③アライグマ捕獲器

二つ目の対策はアライグマが増加しないようにする対策である。仮に、エサとなる物体の全く存在しない空間にアライグマを放したとしても、生命維持や繁殖は不可能だろう。アライグマが増加できるということは生命維持や繁殖に必要な栄養源があるということにほかならない。自然の中にも当然その栄養源となり得るものはあるが、農作物や食品等の廃棄物をはじめ人の生活環境付近にも独自の栄養源が多くある。人の生活環境付近の独自の栄養源を取り除くことは、アライグマの増加速度の緩和だけでなく、人の生活環境付近からアライグマを遠ざけることにも繋がる。具体的な方法としては、ネット等により農作物を防

護しアライグマの被害を受けないようにすること、屋外に食料品を廃棄したままにしないことなどが挙げられる。

以上で述べた二つの方法についてであるが難点がある。アライグマによる農作物等への被害が起こる場所は局所的であっても、アライグマが生息しかつ繁殖できる環境は広い範囲から成る。害虫対策のように被害を受けている場所のみでの対応での対策では、その環境を利用するアライグマの減少には結びつかない。よって広範囲でかつ長期的にアライグマを減少させる対策が求められるところではあるが、それは個人や企業といった民間の利害を超えている。

現在、アライグマ対策を行う一般的な行為主体は市町村といった地方公共団体である。確かに地方公共団体であれば、民間の利害を超えた公共の利益に向けた事業を行うことが可能である。しかし、アライグマが出没する地点の情報や捕獲器設置場所の提供、農作物の防護等においては民間の協力が不可欠であり、それは前提として理解しなければならない。そのうえで、広範囲でかつ長期的にアライグマの被害及び生息数減少に繋がる実効性のある対策に繋がるよう調整することが、市町村といった地方公共団体の役割と考えている。

最後となるが、特定外来生物問題の終着点は日本国内の完全排除である。繁殖する生物の性質上、一方的に減ることはなく、逆に増えることもある。一度地域に定着した特定外来生物を再度駆逐することは容易ではない。時間と労力、そして何よりも想像力を持って、対策を考える必要がある。



写真④ 春先に多く見られる幼齢個体

今回は、アライグマを中心に特定外来生物対策について、まとめさせていただいた。現在、千葉県内において、アライグマは身近な生物となりつつある。しかし、それは歓迎すべきことではない。自然に溶け込んではいないが、大本を正せば「人災」である。早期の問題解決と同様の問題の再発防止のため、多くの方に特定外来生物に係る問題に関心を持っていただけると有難く思う。